

諮問内容の修正について

令和3年1月15日付け水第836号で諮問した、「なまこ漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について」に関して次のとおり修正します。

1 修正する項目

許可又は起業の認可を申請すべき期間

2 修正する内容

修正後	修正前
令和3年1月27日から同月29日まで	令和3年1月27日から同月31日まで

3 修正する理由

令和3年1月30日及び同月31日は閉庁日であり、申請書が申請期間内に到着したかどうかの確認ができないため。